

5 G サ - ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

第1章～第13章 (略)

料金表 (略)

別表1 営業区域

1 (略)

2 5 G Homeでんわに係るもの

区 分	通信を行うことができる地域	
北海道地区	北海道	札幌市、赤平市、旭川市、芦別市、網走市、岩見沢市、歌志内市、江別市、恵庭市、帯広市、北広島市、北見市、釧路市、砂川市、滝川市、千歳市、苫小牧市、根室市、登別市、函館市、美唄市、北斗市、室蘭市、紋別市、留萌市、稚内市
(略)	(略)	(略)
関東甲信越地区	(略)	(略)
	栃木県	宇都宮市、足利市、大田原市、小山市、鹿沼市、さくら市、佐野市、下野市、栃木市、那須塩原市、日光市、真岡市、矢板市
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
関西地区	大阪府	大阪市、池田市、泉大津市、泉佐野市、和泉市、茨木市、大阪狭山市、貝塚市、柏原市、交野市、門真市、河内長野市、堺市、四條畷市、吹田市、摂津市、泉南市、大東市、高石市、高槻市、岸和田市、豊中市、富田林市、寝屋川市、羽曳野市、阪南市、東大阪市、枚方市、藤井寺市、松原市、箕面市、守口市、八尾市
	兵庫県	神戸市、淡路市、相生市、朝来市、赤穂市、芦屋市、尼崎市、明石市、伊丹市、小野市、加古川市、加西市、加東市、川西市、篠山市、三田市、洲本市、高砂市、宝塚市、たつの市、豊岡市、西宮市、西脇市、姫路市、三木市、南あわじ市、養父市
	(略)	(略)
	(略)	(略)
九州地区	福岡県	福岡市、朝倉市、飯塚市、大川市、大牟田市、大野城市、小郡市、春日市、嘉麻市、北九州市、久留米市、古賀市、田川市、太宰府市、筑後市、筑紫野市、那珂川市、中間市、直方市、福津市、豊前市、みやま市、宮若市、宗像市、柳川市、行橋市
	佐賀県	佐賀市、伊万里市、嬉野市、小城市、鹿島市、神埼市、多久市、武雄市、鳥栖市
	長崎県	長崎市、壱岐市、諫早市、雲仙市、大村市、佐世保市、島原市、対馬市、平戸市、松浦市、南島原市
	(略)	(略)
	沖縄県	那覇市、石垣市、糸満市、浦添市、うるま市、沖縄市、宜野湾市、豊見城市、名護市、南城市、宮古島市

(注) 5 G Home でんわに係る通信を行うことができる地域については、令和5年11月1日時点のものであり、変更があったときは、インターネット等を利用してそのことを掲示します。

別表2～別表7 (略)

附 則 (令和5年10月23日経企第2581号)

[現 行]

第1章～第13章 (略)

料金表 (略)

別表1 営業区域

1 (略)

2 5 G Homeでんわに係るもの

区 分	通信を行うことができる地域	
北海道地区	北海道	札幌市、赤平市、旭川市、芦別市、網走市、岩見沢市、歌志内市、江別市、恵庭市、帯広市、北広島市、北見市、釧路市、砂川市、滝川市、千歳市、苫小牧市、根室市、登別市、函館市、美唄市、北斗市、室蘭市、紋別市、稚内市
(略)	(略)	(略)
関東甲信越地区	(略)	(略)
	栃木県	宇都宮市、足利市、大田原市、小山市、鹿沼市、さくら市、下野市、栃木市、那須塩原市、日光市、真岡市、矢板市
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
関西地区	大阪府	大阪市、池田市、泉大津市、泉佐野市、和泉市、茨木市、大阪狭山市、貝塚市、柏原市、交野市、門真市、河内長野市、堺市、四條畷市、吹田市、摂津市、泉南市、高石市、高槻市、岸和田市、豊中市、富田林市、羽曳野市、阪南市、東大阪市、藤井寺市、松原市、箕面市、守口市、八尾市
	兵庫県	神戸市、相生市、朝来市、赤穂市、芦屋市、尼崎市、明石市、伊丹市、小野市、加古川市、加西市、加東市、川西市、篠山市、三田市、洲本市、高砂市、宝塚市、たつの市、豊岡市、西宮市、西脇市、姫路市、三木市、南あわじ市、養父市
	(略)	(略)
	(略)	(略)
九州地区	福岡県	福岡市、朝倉市、飯塚市、大川市、大牟田市、大野城市、小郡市、春日市、嘉麻市、北九州市、久留米市、古賀市、田川市、太宰府市、筑後市、筑紫野市、那珂川市、中間市、福津市、豊前市、みやま市、宗像市、柳川市
	佐賀県	佐賀市、伊万里市、嬉野市、小城市、神埼市、多久市、武雄市、鳥栖市
	長崎県	長崎市、諫早市、雲仙市、大村市、佐世保市、島原市、平戸市、松浦市、南島原市
	(略)	(略)
	沖縄県	那覇市、糸満市、浦添市、うるま市、沖縄市、宜野湾市、豊見城市、南城市

(注) 5 G Home でんわに係る通信を行うことができる地域については、令和5年7月1日時点のものであり、変更があったときは、インターネット等を利用してそのことを掲示します。

別表2～別表7 (略)

この改正規定は、令和5年11月1日から実施します。